

京都市告示第 445 号

京都市地球温暖化対策条例施行規則第 24 条第 2 項の規定に基づき、地域産木材を定める要綱を次のとおり制定する。

平成 24 年 3 月 22 日

京都市長 門川 大作

(目的)

第 1 条 この要綱は、京都市地球温暖化対策条例施行規則（以下「規則」という。）第 24 条第 1 項の規定に基づき、特定建築物において利用する地域産木材に関して、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、京都市地球温暖化対策条例及び規則において使用する用語の例による。

(特定建築物において利用する地域産木材)

第 3 条 規則第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する市長が指定する機関は別表のとおりとする。

(補則)

第 4 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局建築技術担当局長が定める。

別表 (第 3 条関係)

規則第 24 条 の号数	市長が指定する機関	登録又は認証の制度
第 1 号	京都市域産材供給協会	京都市木材地産表示制度
第 2 号	特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議	京都府産木材認証制度

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(環境政策局地球温暖化対策室)